

議 事 日 程 (第 1 号)

平成20年 3 月 6 日 (木曜日) 午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 議案第 1 号 道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率延長に関する意見書について
- 日程第 7 報 第 1 号 専決処分報告について
専 第 1 号 平成19年度東白川村一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 8 議案第 2 号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 9 議案第 3 号 可茂消防事務組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第10 議案第 4 号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 5 号 平成19年度東白川村一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第12 議案第 6 号 平成19年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第13 議案第 7 号 平成19年度東白川村老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第14 議案第 8 号 平成19年度東白川村介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第15 議案第 9 号 平成19年度東白川村下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第16 議案第10号 平成19年度東白川村病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第17 議案第11号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第18 議案第12号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第19 議案第13号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第20 議案第14号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第21 議案第15号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第22 議案第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 議案第17号 東白川村ふるさと思いやり基金条例について
- 日程第24 議案第18号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第19号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第20号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第21号 東白川村議会の議員の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第28 議案第22号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第29 議案第23号 東白川村常勤の特別職職員の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第30 議案第24号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第25号 東白川村教育長の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第32 議案第26号 東白川村課設置条例の全部を改正する条例について
- 日程第33 議案第27号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第28号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第29号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第30号 東白川村後期高齢者医療に関する条例について
- 日程第37 議案第31号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第32号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第33号 東白川村国保診療所特別会計条例について
- 日程第40 議案第34号 平成20年度東白川村一般会計予算
- 日程第41 議案第35号 平成20年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第42 議案第36号 平成20年度東白川村老人保健特別会計予算
- 日程第43 議案第37号 平成20年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第44 議案第38号 平成20年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第45 議案第39号 平成20年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第46 議案第40号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第47 議案第41号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	安江利英	2番	服田順次
3番	今井保都	4番	安倍徹
5番	安江浩	6番	安江祐策
7番	熊澤光介		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江眞一	教育長	安江雅信
参事	今井俊郎	会計管理者	安江清高

総務課長	楯 光 一	村民課長	安 江 弘 企
産業建設課長	松 岡 安 幸	教育課長	安 江 宏
病院事務局長	安 江 裕 尚	監査委員	安 江 正 彦
総務課長補佐 兼企画財政係	安 江 誠	教育委員会 教員補佐兼 教育係長	伊 藤 保 夫
教育委員会 教員補佐兼 子育て支援室長	今 井 太恵子	み つ ば 保育園長	今 井 美津子
環境係長	今 井 稔	農務係長	今 井 英 樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	河 田 孝
-------------	-------

開会及び開議の宣告

議長（服田順次君）

ただいまから平成20年第 1 回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（服田順次君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1 番 安江利英君、3 番 今井保都君を指名します。

会期の決定について

議長（服田順次君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 14 日までの 9 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 14 日までの 9 日間に決定しました。

例月出納検査結果報告

議長（服田順次君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

監査委員（安江正彦君）

平成20年 3 月 6 日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江正彦、東白川村監査委員 熊澤光介。

例月出納検査結果報告。

平成19年11月分、12月分及び平成20年 1 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1 . 検査の対象 平成19年11月分、12月分及び平成20年 1 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、病院事業会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2 . 検査の時期 平成19年12月26日、平成20年 1 月25日及び平成20年 2 月27日。

3. 検査の結果 平成19年11月末日、平成19年12月末日及び平成20年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

議長（服田順次君）

監査委員の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

議員派遣の件

議長（服田順次君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江浩君。

議会運営委員長（安江 浩君）

議員派遣について説明いたします。

次のとおり議員を派遣する。

1. 派遣名、中学校卒業証書授与式。目的、青少年の健全育生に資する。派遣場所、中学校。期間、平成20年3月11日。派遣議員、議員全員。

2. 派遣名、消防団入退団式。目的、消防団活動の活性化と防火防災に資する。派遣場所、はなのき会館。期間、平成20年3月16日。派遣議員、議員全員。

3. 派遣名、小学校卒業証書授与式。目的、児童の健全育成に資する。派遣場所、小学校。期間、平成20年3月25日。派遣議員、議員全員。

4. 派遣名、みつば保育園卒園式。目的、園児の健全育成に資する。派遣場所、みつば保育園。期間、平成20年3月28日。派遣議員、議員全員。

以上でございます。

次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告します。これは記載のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

一般質問

議長（服田順次君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

1番 安江利英君。

〔1番 安江利英君 一般質問〕

1番（安江利英君）

中津川市加子母万賀地内に誘致がほぼ決定している大手合板工場建設について、東白川村として少しでも恩恵にあずかるために今後どう対応していかれるのか、伺いたいと思います。

この件につきましては、さきにテレビ・新聞等で報道され、建設されることがほぼ決定しているようですが、この件が成就しますと、各方面においての波及効果として、よい面、悪い面も含めいろいろと出てくるものと考えられますが、私の手に入れた資料、また先般2月14日全員協議会の折に提出された資料の中から、まずよい面を考えてみますと、建設工事に係る土木・建築業界への効果、また地元雇用が40人から50人くらい予定されていること等で、少なからず経済的な面が期待できると思いますが、これらに対してどのような方策を考えてみえるのかという点。

また、悪い面を考えてみますと、工場の環境に与える影響や排水が白川へ流入することになりますが、これらに対する点、特に排水については、美濃東部路線久須見トンネル工事に際し、飛騨川漁協からクレームがつき、工事が大変おくれているという経緯がありますので慎重に対処していく必要があるものと考えますが、これらにつきましてはどのように考えておられるのかという点。

いずれにしても、今回のこの件につきましては情報の入り方が大変遅く、その点も多少気になっているところですので、国・県からの情報については、行政として少しでも先取りしていくこ

と、また状況をしっかりと把握していくべきではないでしょうか。

我々議員は首長、行政の監視役として、住民の代表として意見を述べていくだけですが、首長である村長は村の最高執権者として県の知事や幹部、また各市町村長と接触する機会も多く、多方面にわたり力を発揮できるはずですので、この職権を十分活用して村益のために最大の努力をされるべきだと思いますので、以上述べましたことに今後どう対処されていくのか、伺いたいと思います。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安江利英議員の質問にお答えいたします。

中津川市加子母にできる合板会社についてお答えをいたします。

御質問の合板会社は、古田知事とセイホク株式会社の社長が下呂で行われました植樹祭でお知り合いになられ、話が進んだものと伺っております。以来、熱心な誘致活動によってセイホク株式会社が進出することとなりました。このセイホク（株）が傘下するセイホクグループ企業は51社、社員2,600名、主要12社の売り上げ高約1,100億円を誇るグループであります。セイホク（株）はこの中の中堅企業であります。

この事業期間は平成20年から平成22年まで、22年後半には操業を開始する予定であります。事業地は、今議員がおっしゃったとおりの中津川市加子母万賀地内でございます。事業主体は、セイホク（株）がグループ企業と県内林業関係団体とで設立する予定の事業協同組合であります。予定組合員はセイホク（株）、セイホクグループ企業から4社、岐阜県森林組合連合会、岐阜県森林施業協会の7社でございます。事業費は65億円、公共団体の支援策として農林水産省、林野庁等の地域材活用大型合板工場支援制度を活用し、事業費のおおむね2分の1程度の財政支援を予定しております。

岐阜県を中心とした役割として、原木安定供給の仕組みづくりでございます。中津川市を中心とした役割は、工場用地への取り付け道路整備、企業立地奨励金、雇用促進奨励金等の支援が行われます。そこで、東白川村としては、近くにこのような大きな工場ができることは大変喜ばしいことであり、また議員御指摘の公害と申しますか、その後のことについても関心のあるところでございます。そこで、我が東白川村森林組合も県森連の一員であり、情報も入ってまいりますので、各方面に働きかけながら波及効果が本村へももたらせるように努力したいと思っております。

いずれにしても、山国にできる日本初の国産材の合板工場であり、原料供給や従業員の周旋など、村としてできることは協力したいと考えております。

また、このことは国産材に日が当たり始めたことととらえ、木材の需要や価格によい影響があることを願っております。議員御指摘のように、それによってどのような影響が出てくるかは、今後事業が始まってまいりますと、我々の関心のあるところでございます。議員の皆様ともどもにこれを見守りながら、また働きかけるべきは働きかけて、本村にもできれば影響があるようにと思っております。

おります。いずれにしても、これはセイホク（株）という会社を中心となって組合をつくられて運営をされることでございます。そのように御理解をいただきたいと思っております。

村として、どちらかといえば中津川市よりは東白川村の方が近いわけでございます。もちろん膨大な原料を要すると伺っておりますので、この地域だけでなく、木曾、さらに岐阜県全域の木材の需要の底上げをねらっておるものと考えております。以上でございます。

議長（服田順次君）

再質問。

〔1番議員挙手〕

1番 安江利英君。

1番（安江利英君）

今お答えをいただきましたが、今の村長の答えの中では、僕の質問したことの意図、三つほど上げました雇用対策、工事対策、それから公害対策についてどうするかという具体的な策が一つも出てこなかったわけですが、工事が始まりますと当然、土木業界、建設業界等の大きな仕事、65億ぐらいの仕事ですので、敷地造成であるとか建物建設ということがあります。雇用に関しましてもそうですが、加子母でもらってきた資料の中に、国・県を交えた非常に公共性の高い仕事であるというふうに書いてありました。ということは、中津川地域だけでなく、各地域、近隣の市町村にも与える影響があるぞよというふうにはとりましたので、例えば工事関係でもどこが受けられるのか別ですけども、東白川村として、例えば少しでも工事のものをもらえないか、建物関係のどれだけかは東白川に落としてもらえんかということ、それから人員でも40人が50人雇用するということ、35歳以下というようなこともちらっと聞いておりますが、そういう人を村に定住していくために、しっかり呼び寄せるような格好を村として指導していくとかということもきっちりと考えていくべきじゃないかと僕は思っております。

あと公害のことですけれども、前がこうであったからそれに対して考えていくよということじゃなしに、早目にこういうことだからきっちりやっていますから問題ないですよというようなことをやっていくのが東白川村としての仕事じゃないか、村長としてやらなければならないことじゃないかというふうに僕は考えておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

具体的にどのようなふうにとということでございますが、いずれにしても、例えば申し上げましたように、国の方もおおむね2分の1は補助をしていくということでございます。もちろん場所的には中津川市であり、中津川市長さん並びに県知事さん等が非常にお力を入れてやっておられることですので、公共的な面はたくさんあると思えますし、当然造成、建設等は公共工事の入札制度に沿ってやられるものと考えております。当然村の業者も参加することはできるものと思っております。

人材、雇用の面についてですが、もちろん中津川市の人しか雇わないというようなことはなく、全県的に募集をされますし、我々もいち早くそれをキャッチしながら村内の皆様へ情報を提供していきたい、そんなふうに思っております。ただいま申し上げたことは、現在入っておる情報であるというふうに受けとめていただきたいと思います。

当然、議員おっしゃるように過疎の村でございますので、少しでも若い人に村に住んでいただいて、そこで仕事をしていただきたいと思いますので、そのような方向で努力をさせていただきたいと思っております。

それから、宅地造成が大幅に7ヘクタールほど行われるわけですので、例えば河川に対する汚濁とか、それから薬品等の流出等については、当然国・県の規則に沿ってやられるものでございます。もちろん私たちも監視はしてまいります、その点については信用をしておるわけでございます。今後東白川村に影響があるようなことがあれば、いち早く取り組んでまいりたいと思っております。

議長（服田順次君）

再質問。

〔1番議員挙手〕

1番 安江利英君。

1番（安江利英君）

もう一つ聞き忘れましたので、質問させていただきます。

情報の入り方についてということですが、実はこの話、ことしの1月4日の折に安倍議員から聞きまして、そのときは安倍議員が加子母の某所から聞いてきたということだけでした。東白川地内のある人については、そういう情報も知っておったということですが、議員としてはそのとき初めて聞いたわけです。それで、その件に関しまして、僕は加子母の森林組合に知り合いがおりますので、そこへ行ったときには、もう企画書というか、ほとんどできてしまっておって、そこまできたものがどうして村であるとか関係に流れてこなかったかということに、情報の取り方の甘さがあるんじゃないかというふうに考えておるわけなんです、もらってきた資料の中はほとんど99まで完成しておってできておったわけです。国・県がかかっておって、県森連がかかっておって、その中の情報の取り方として、それだけ遅くしか取れなかったということに、非常に行政として甘いところがあったんじゃないかというふうに考えておりますが、その辺はどうだったんでしょうか。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

この内陸にできる合板工場については、県が誘致をしておるということは知っておりました。ただ、それが中津川市のこの地域にできるということについては、議員のおっしゃるとおりでございます。そしてまた、詳しいことについては、県森連との会議によってはっきりした情報等が提供さ

れてまいりました。結局、中津川市では地元でございますので、当然このようなものをこういうふうにするということは、それによって地域の地権者にも話があったことと思いますが、我々の村への情報の提供はその程度のことではございましたし、我々として県の方へ、県知事に工場がどこへできるかということをお聞きした時点では、郡上か中津というようなお話は伺ってございましたが、それを例えば本村へ移すというような話し合いの場までは進んではおりませんでしたので、今の情報はそのような時期に入ってまいりました。

森林組合へも情報は少し早目には入ってきておったようですが、設立の日までは森林組合どまりであったというふうには伺っております。

議長（服田順次君）

次に、4番 安倍徹君。

〔4番 安倍徹君 一般質問〕

4番（安倍 徹君）

それでは、通告をいたしました東白川村の道路行政の進め方と、それから子育て支援の中で一部、東白川村はどういう施策を行っているのかについて質問をさせていただきます。

現在、国ではガソリン価格の急激な値上げによりまして、いろいろ国会でも、一般の関心事としても大きく取り上げているところでございます。いわゆる道路特定財源というものについてでございます。お手元に、ちょっとわかりにくいものがございますけれども、道路特定財源諸税につきましてちょっと書いておきました。さらに、これがなくなるとどういうふうになるのかというのも、これは長野県が作成しているもので、ホームページを見ておりましたら出ておりましたので、一部参考までにとということでおつけをしております。

私たちの村も、そして国も、どこに住んでいても変わらない均衡のとれた村、あるいは国土の発展を目指して我々のような政治が進められておるわけでございます。しかし、地理的条件、経済的条件が整っていない東白川の山間地は、今まで地方をよくするためには道路をつくっていくことがまず重要な施策ではないかということで、先人の皆様方もこの僻地に道路を引くためにいろんな努力をしておられてきました。

そういうこともありまして、念願の県道白川・加子母線の一部国道化に伴い、2車線も完成いたしました。そういうことで、一応一段落したのではないかとの見方もありますが、まだまだ考えてみますと、佐見・東白川のアクセス、それから大きい問題では高規格道路、これは地域高規格道路でありますけれども、濃飛横断自動車道というのも、これは、当村にかかわるところは下呂・中津川間でございますが路線もいろいろ検討されているようでございます。これは、村長さん並びに議会の代表が今まで何年かにわたり、これを陳情しておりますが、村の方へはあまり説明があったことはないように思っております。これは、今現在では、下呂市の保井戸から金山に向かいましてトンネルが約3分の2ほど完成をしておるようでございますが、残念ながら下呂から中津へ関してのものは、まだ計画路線にすらなっておりません。その間に市町村合併がありまして、大変陳情戦力としては小さくなってしまったわけなんです、この件も東白川に、先ほど安江議員が質問した大

企業の誘致が近くに来るといことになりますと、この問題も通っていかねければいけなかと
思っております。

それからもう1点は、前からも言われておりました平バイパスの歩道の件でございます。状況が
大変変わりました、高齢者の皆様が大変ふえてまいりました。それから夏ともなりますと、アユか
けの観光といえますか、スポーツでしょうが見物の人もふえてまいりまして、歩道がないので、周
りで寄りかかって川を見ておる人が急に飛び出すというようなことも起きております。それに伴い
まして、先ほどの工場誘致がされますと、ここは恐らく郡上方面からの大型トレーラーが頻繁に通
ることになるのではないかとということが予想されまして、このことも考えていかねばならな
い。国は道路特定財源諸税が一応ある程度切られるということで、我々もできないんじゃないかと
思いがちですが、こういうときでこそ声を大にして進めていかねばならぬのではないかと思
います。村長はどのように取り組まれるか、お伺いをいたします。

もう1点は、村長はただいまの概要説明の中で、来年度、少子・高齢化対策から子育て支援を重
点施策の一つとして積極的に進められようとされております。母体と胎児の健康をチェックする妊
婦健診の助成措置についてお聞きをしたいと思ます。

妊婦健診というのは、1回当たり数千円から1万円を超える費用がかかるそうございまして、
これは健康保険対象外で全額自己負担でございます。そのため、2人目、3人目ともなると、兄弟
の保育費用の負担も加わりまして経済的負担は大きくなる結果、昨今報道されているように、一度
も健診を受けず病院に駆け込む飛び込み出産、リスクの大きさから病院の受け入れ拒否による事故
などは、これらのことが起因しているのではないのでしょうか。

平成9年までは、国・県の健診助成の補助金がございました。これは明確に分かれてきたもので
ございまして、全国どこでも2回の助成が受けられたところでございます。平成10年からこの補助
金がなくなりまして、予算組みとしては標準的な行政サービスに係る費用の一部となっております
でございます。したがって、地方交付税の中に、漫然と申し上げるのはどうかと思いますが、
含められた結果、市町村の懐ぐあいによりまして、全国からいいますと年1回限りというところも
ございます。それから、岐阜県では飛騨市が15回まで受けられるよう助成を出しておると伺って
おります。そんなばらつきがあるようでございます。

当村の妊婦健診助成の状況につきまして、先ほど回数については村長の新年度予算の中に入って
おりましたけれども、内容につきましてなどお伺いをしたいと思ます。以上です。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

それでは、安倍徹議員の一般質問にお答えをいたします。

道路行政の進め方についてでございますが、東白川村の移動手段は自動車しかございませぬ。よ
って、道路は何においても必要な社会資本でございます。白川・加子母線が2車線になり、便利に
なりましたが、これで一段落とは考えておりませぬ。たとえガソリンの暫定税率がひよとしてな

くなくても、我々としては道路財源は今まで以上につけていただき、東白川・佐見間の国道はもとより、恵那・蛭川・東白川線、越原・付知線など遅々として進まない県道を、安心・安全のために一日も早く改良しなくてはなりません。全線2車線道路にというような高望みは持っておりませんが、橋やカーブを改良し、安全な道路にするために、各方面に働きかけながら近隣市町とも協力してまいりたいと思っております。

また、議員御指摘の濃飛横断自動車道は下呂から西は着工しておりますが、下呂から中津川間はまだ調査区間にも採択されておりません。今までもそうですが、これからも早期採択を要望していきたい思います。これは、中津川市長さんも下呂市長さんも本当に一生懸命になっておられますが、なかなか今の道路財源問題がありまして、本当に難しい問題だと思っております。この地にも工場等が誘致されて、自動車の通行量が多くなるということが予想されれば、採択をお願いできるのではないかと一縷の望みを持っております。

いずれにいたしましても、都市の住民に比べ、中山間地に暮らす我々はまだまだ格差が大きいものと考えておりますので、道路については今までも議員の皆様にも一緒になって陳情等お願いをしておるところでございますが、今後もますますこのことについては各地域の首長の皆様方も、本当にこの問題は、都市の道路は終わったそうだから、いよいよ我々のところへ順番が回ってくるのではないかと期待をしておるところでございますので、今後もこの運動は進めてまいりたいと考えておりますので、御指導をいただきたいと思っております。

それから、もう一つの問題の子育て支援についてでございますが、初めに議員御指摘の妊婦健診についてでございますが、昨年9月、岐阜県健康福祉部から妊婦一般健康診査券をもう少し多くしていくようにという指導もございまして、今まで3回、一番高いのが1万5,000円以上かかります。それが1回と、あとは5,000円、6,000円というのが3回くらいございます。そんなことから3回無料にしておったわけですが、今回から倍増して6回までは無料で受けていただける受診の券を配付するというにしておりますので、なるべく高いところから使っていただくと経済的には有利であると思っております。特に、東白川村は母子センターがございまして、ここで健診を受けていただきますと健診料は2,000円ですので、ここではこういうものは使わないように、高いところへ行って使っていただいて、あとは母子センターでは一律でございまして安く見ていただきたい、こんなふうに思っております。

もう一つ子育て支援といたしまして、昨年までは乳幼児医療費ということで、小学校へ入学前までの医療費を無料にしておりましたが、今年度から義務教育の終了までということで、中学校を卒業するまで無料とする予算にいたしました。ぜひ御活用をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（服田順次君）

再質問。

〔4番議員挙手〕

4番 安倍徹君。

4番(安倍 徹君)

まず道路についてでございますが、今までの村長さんの陳情、それから議会での陳情、陳情だけによる道路をこちらへつuckingていただくというのは、その運動方針を変えていく必要があるのではないかと思います。と申しますのは、特定財源が多分折り合いということから大きくなることはなく、縮小されるということだろうと思いますが、したがって、財源が非常に少なくなる、そしてその上、費用対効果というものが非常に論議されております。したがって、こういう地域というのは非常に不利になるわけでございます。本当に何台通るのか、どういう経済効果があるのかということが表に出てきますので、地域住民の不便とか、どうしても病院に行くのにという論点から押すというのは非常に弱いところがあると思います。したがって、運動方針を、今256号線については、地域に村長は諮問委員会をつくっておられますが、こういう組織を大きく利用していくということ、それから地域の森林組合とかそういうところの人たちも交えて陳情する、あるいは我々が選んでおる先生をお呼びして実情を見てもらうというようなきめ細かい運動の展開が必要ではないかと思います。

それからもう1点、平バイパスについては御返答なかったわけですが、あれは県道でございますので、ちょっと費用が違うんですが、かつて村は旧道があるから、歩道の役目をするからということで、あそこは省かれて、今までその説明を受けてまいりました。ところが、旧道の方も結構車通りがございまして、現在歩道として利用しておるのが民家の軒先でございます。そこを歩いておるという状況でございますので、今、平バイパスの方に歩道をつける、いわゆるあれは土地収用はほとんど不可能だと思いますので、白川地内で行ってありますような川へかけ出しによるもの、これは水の水量というか、河川法にどうなるのかちょっと研究しておりませんのでわかりませんが、土地収用をしなくてもいい分だけ安くできるのではないかなというような条件も出しながら県の方へ、あるいは一部国がありますので、国の方へ働きかけていくというような知恵も絞らんと、ただつくってくれよというだけではできないのではないかと思います。

そういう点からも、村長にいいお考えがあったら、今の2点につきましてお伺いをしたいと思います。

それから、子育て支援の中で助成措置なんですけれども、国はたしか昨年度700億円ぐらいに子育て支援の費用を、今まで180億円ぐらいあったものが700億円ぐらいにふやしたところがあったと記憶しています。だから予算が来るかということ、我々の予算は削られておるわけございまして、何か矛盾があるわけです。したがって、一部では地方へ出してふやしておるといいながら、全体では、ほかの部分でカットが大きいもんですから減ったという形になります。

したがって、この辺のところの予算運営は大変難しいところなんです、昨年度は13人しか生まれておりません。今年度までに生まれる予定ですね。結局人数が大変少なくなっておる中で、また雇用関係も今経済状況が非常に悪いということで、なかなか次のお子さんをもう一人という環境ではないと思います。そういうことから、もう少し手厚く、今村長の御答弁がありました。十分なのかどうかはちょっとアンケートをとったわけございせんのでわかりませんが、自然的環境

が整ったこの東白川村で、あとは費用の問題、あるいは病院の問題だろうと思います。診療所化に伴いまして、どのように健診が展開するのか、まだちょっと不明なところがございますが、せめて中学校まで医療費を助成するようにされましたので、健診の助成の方も目いっぱい、たった13人でございますので、これから30人も40人もというわけではないと思いますが、東白川へ来たら子育てに関することだけはすべて素晴らしいよというような夢のある行政も、これから必要ではないかと思えます。

以上、3点についてお伺いいたします。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

初めに、道路の問題でございます。

平の歩道につきましても、前から五加の外れの歩道等は国道ではございませんので県の方へという陳情をいたしておるところですが、今議員おっしゃるようになってくれ、つくってくれと言うだけではなかなかできないということもございます。先般、知事と話しておりましたときに、知事は県下の市町村をみんな回ると言っておられました。それで私も、ぜひ東白川村へも来ていただきたい、村民とお話することももちろんですが、村の道路、山林、病院等をちょっと見ていただきたいなと思ってお願いを申し上げましたところ、呼んでいただければ来ると、そのようなお話でございましたので、ぜひ来ていただいて村内を見ていただいて、そこで実情をひとつ話していきたいな、こんなことを思っております。特に来年は知事選でございますので、そのような意味もあって、知事も一生懸命腰を上げると言っておられますので、そんなことを思っております。

道路については、桜峠からの国道については、地元の方々にも委員会をつくっていただいて、昨年一度陳情いたしました。ことしも、少しそれでお披露目ができるようでございますが、まことにわずかでございますので、今後もう少しやっていただきたいと思っておりますし、また地元の方にもお集まりいただいて素案をつくっていききたいと思っております。それから、歩道については当然のことながらお願いをしてまいりますので、また協力をいただきたいと思っております。

それから、妊婦の健診については、6回になったから十分であるとは当然私も思っておりません。もう少し何とかならないかとは思いますが、なかなか一度にということもできませんので、やっとこの程度でございます。今度、産むのは東白川では産めない。下呂病院で産む行為は行うということに決定をいたしました。これを一步後退と見るのか、前進と見るのかは別といたしまして、安心して産んでいただくということはもちろん大事なことでありますし、産前産後のケアについては母子センターで助産師が行っていききたいと思っております。その辺の健診の数字等について、村民課長、できれば御説明をしていただきたいと思いますが、そんなふうに考えております。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

議長（服田順次君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

今回6回の無料券を交付するようにしたわけですが、緑券といいますが、一番最初にかかっていたのを1枚、それから白券といいますが、血液検査、尿検査等を行っていただくものを2枚、それから紫券といいますが、エコー検査、その検査を3枚交付するようにしております。妊婦さんが出産までに14回というふうに言われておりますけれども、その中で東白川の母子センターを使っていれば、診察1回2,000円というふうになっておりますので、十分ではないと思っておりますけれども、今まで以上に負担は軽減されると思います。以上です。

議長（服田順次君）

次に、3番 今井保都君。

〔3番 今井保都君 一般質問〕

3番（今井保都君）

それでは、2点ほど質問させていただきます。

初めに農地の活用についてですが、このところ食に対して考えさせられることが相次いで起きております。食料自給率が40%を切っている現状なのに、本村も米づくりでは減反するよう指導がなされ、1970年代に始まった減反政策が他の方向に転換され切れないで三十何年も続いているのは遺憾であると存じます。

国の方針では、小規模高齢者農家が安心できるよう、集落営農など農地の集約利用を打ち出しておりますが、本村ではどのような方法をとられますか。また、最近はやバイオ燃料を源として食料が利用され、ますます高騰が予想される中で、休耕田を再活用して村内外の人に少しでも安心・安全な野菜づくりなどをつくってもらうよう有効活用をPRしてはと考えますが、いかがなものでしょうか。

もう1点は、ふるさと納税制度についてでございますが、以前にも質問いたしましたふるさと納税制度についてですが、現国会で法案が成立するとふるさと納税がスタートするわけですが、これは住所地ではない自治体に寄附する制度で、寄附する自治体の選び方はその本人の自由なわけですので、今議会でも東白川村ふるさと思いやり基金の設置条例が上程されておりますが、少しでも村のPRを全国に発信すべきだと存じます。また、CATVの有効活用も期待するわけですが、いかがでしょうか、質問いたします。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

今井保都議員の御質問にお答えをいたします。

農地活用についてでございますが、今井議員御指摘のように、長い間米の生産調整が行われ、農家のストレスはいよいよ高まっております。ことしも予定どおり水田営農所得安定対策は行われる予定であります。福田総理大臣は農業・農村を守るため、野菜・果樹・畜産経営対策にも全力を尽くすとして、19年度補正を含み1,111億円を米関係予算が決定をいたしました。これは国の方針で

ございますが、東白川村の農業、農地を将来どのような方向へ導くのが正しいか、非常に難しい問題でございますが、放置できない問題だと思っております。

議員御指摘のように、外国産の食品が問題となり、日本の食料自給率が問われる今がチャンスととらえて、本村の農地や農業の技術、そして人材を生かし、村内でたくさんの農産物を生産し、つくった農産物をいかにお金にかえるかの仕組みを考えないと進まないと考えております。幸い本村では新世紀工房、農業サポート部があり、機械化営農を進め、村内の農地の荒廃を食い止めてはおります。今後、この農業サポートを支援し、農地の有効活用を模索したいと考えております。

手始めに今年度から人的な支援を考えております。今後、議員の方々や村民の皆様の御意見を伺いながら進めてまいりたいと思っております。特に荒廃農地をどうするか、ことし農業委員の選挙がございますが、その方たち、そしてまた村づくりの人たち、営農組合長さん等々の知恵をいただきながら農業サポート部で、ただ機械で田んぼを耕すだけではなくて、それ以外のこともひとつやっていたきたいと、こういう意味で人的なことを考えております。また、議員の皆様方からも知恵をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、ふるさと納税についてですが、政府も真剣に取り組んで、個人住民税について寄附金控除の拡充をすとしております。東白川村はふるさと納税はもちろんですが、村独自に東白川村ふるさと思いやり基金条例を制定して、広く全国から寄附金を募集いたします。このための条例を今議会に上程しております。御審議の上、お認めいただきたいと思っております。

その後、どのように全国の皆様に知っていただくかの方法を考えてまいりたいと思っております。これもまた議員の皆様初めプロジェクトチーム等、いろんな場所で、いろんな切り口で考えながら全国に発信をし、東白川を知っていただき、そしてまた御協力をいただき、このような基金をつくってまいりたい。先日、先進地も職員の方で視察に行っていました。こんなことを新年度から考えておりますので、また一つ御指導をいただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

議長（服田順次君）

再質問。

〔3番議員挙手〕

3番 今井保都君。

3番（今井保都君）

私は、休耕田の再活用で野菜等などをつくるということを申しましたけれども、今バイオ燃料で米は使えるということで、非常に注目を浴びております。県も、ちょっと新聞を読みましたら、研究費に500万円弱の計上が予算にのっておりました。これからは燃料としてもそうですけれども、家畜の肥料としても、どうしても家畜の肥料はとにかく高騰が続いておりますので、これからは絶対にこのことについては必要ではないかと思っております。また片一方では、採算性の面ではまだ問題があるかもしれませんが、東白川村の農業として、これから休耕田の再利用については何らかの計画といたしますか、プランを早急に出していただいて、農家の方々が少しでも安心できる

ような対策をお願いしたいと思います。

それと、耕地整理を行いまして、返済金がこれからまだ10年弱ほど残っておるわけですが、せっかく土地を改良して、返済をしながら今農家の方々は農業に営んでいるわけですので、その辺も十分、厳しい財政ですが、ある程度の補助というか、その面もちょっと考えていただいて、早急に東白川村の休耕田の再活用のプランを立てていただければありがたいと思います。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

おっしゃるとおりだと思っております。確かに休耕しておるところに、例えばバイオ燃料であるとか、家畜の肥料であるとかというものをつくればということは考えられますが、労働力、生産費等々、なかなか一気に取り組めるものではないと思います。それを支援するのが行政の役目かなと思っておりますが、果たしてどのようなものをつくればそれでいいのかということまではちょっと手が届いておりません。今後研究をしながら、そしてまた県とも相談しながら、とにかくせっかくなつくた、土地改良した水田が邪魔になっていくということには耐えられないと思っております。

先日、土地改良の理事会も行いまして、今年度で終了するところ、もう二、三年で終了するところ、長いところでも10年もすれば終わるわけです。その間、もちろん滞納等もございまして、これをどうするかが全く喫緊の課題でございますし、そしてまた、そういう大切な土地が荒れていくということも非常に残念なことです。それをどうするかということと一緒に考えていかないと、ますます過疎に拍車がかかるのではないかと思っておりますので、また御指導をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時10分間の休憩をとりたいと思います。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

議長（服田順次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

議案第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第6、議案第1号 道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率延長に関する意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

5番 安江浩君。

5番（安江 浩君）

議案第1号 道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率延長に関する意見書について。

右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成20年3月6日提出。提出者、安江浩。賛成者、今井保都、賛成者、安江祐策。東白川村議会議長 服田順次様。

道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率の延長に関する意見書。

道路は、最も重要な生活関連社会資本として、社会・経済活動を支えるものであり、地域の活性化と豊かな生活を実現するため優先的に整備されるべきものである。

公共交通機関が脆弱な本村においては、自動車交通への依存度が高く、道路は村民生活の生命線である。

産業振興や観光交流の拡大を一層図っていくためには、東海環状自動車道を初めとする高規格幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワーク形成が極めて重要である。

また、若者定住や防災対策、通勤・通学、さらには救急医療など生活道路の整備を進める上でまだまだ道路整備は不十分である。

さらに、道路の維持管理においては、今後老朽化した橋梁等が急増し、維持修繕費の増大が見込まれる。

このような中、東白川村では毎年、道路特定財源を上回る多くの一般財源を投入し、道路整備や維持管理を行っているのが現状である。真に地域が自立し活力を高めるには、地方の道路整備が最も重要であり、道路整備を目的とした道路特定財源については、現行の暫定税率を維持するとともに、一般財源化することなく、重点的に地方の道路整備を進めることが要諦である。

よって、国におかれては道路整備財源について、地方における道路整備の実情とその重要性を十分認識し、次の事項を実現されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

1．道路特定財源については、現行の税体系を維持するとともに、平成20年度以降も現行の税率水準を維持する法案を今年度内に確実に成立させることにより、安定的かつ確実な財源を確保すること。

2．地方が真に必要な道路整備を行うに当たっては、道路特定財源制度の趣旨を踏まえ、一般財源化することなく、地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源を充実すること。

3．道路特定財源から国が地方に交付する地方道路整備臨時交付金についても継続すること。

4．去る11月23日に国土交通省から出された中期計画の素案を踏まえ、確実に計画策定を行うとともに、その着実な実施を図ること。平成20年3月6日提出、東白川村議会議長 服田順次。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣あて。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率延長に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率延長に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

報第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第7、報第1号 専決処分報告について、専第1号 平成19年度東白川村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

報第1号 専決処分報告について。次の件について急務を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成20年3月6日提出、東白川村長。

記1．平成19年度東白川村一般会計補正予算（第7号）、別紙でございます。

専第1号 平成19年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。平成19年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,947万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成20年1月25日、東白川村長。

2ページの第1表の朗読説明は省略をさせていただきます。

3ページの第2表をごらんください。地方債の補正、変更でございます。起債の目的は災害復旧事業でございます、限度額のみの変更でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございませんので省略をさせていただきます。限度額を20万円減額しまして390万円とするものでございます。18年度末の2次災害によって工事不能となりました加茂東線災害復旧工事の未完成部分の起債について返還するというものでございます。

4ページの説明資料、それから5ページの事項別明細書の1の総括の朗読説明は省略をさせていただきます、6ページの2の歳入からお願いします。

14款2項11目災害復旧費県補助金、補正額453万3,000円の追加でございます。

18款1項1目繰越金、補正額76万6,000円の追加でございます。

20款1項11目災害復旧債、補正額20万円の減額でございます。

7ページ、3.歳出、11款1項2目林業用施設災害復旧費、補正額が509万9,000円追加でございます。説明欄の下にありますように、償還金、利子及び割引料という形で18年度に繰り入れていた災害復旧債の返還ということでございますし、工事費につきましては489万9,000円の追加ということでございます。以上でございます。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報第1号 専決処分報告について、専第9号 平成19年度東白川村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第1号 平成19年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり承認されました。

議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第8、議案第2号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第2号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成20年3月6日提出、東白川村長。

次ページに変更を載せております。区分としまして6.教育の振興、変更前は学校教育関連施設の（イ）その他の施設という区分でございました。変更後は（ア）の統合関連施設ということになりまして、数字的には屋内運動場のところで若干減っておりますけれども、これは体育館の吹き抜け部分が起債対象外ということで10平米ほど減っております。変更前は義務教育施設整備事業債の該当になっておりましたが、この変更によりまして統合小学校につきましては過疎債の対象になるということで、今回変更させていただくものでございます。交付税措置は義務教の場合には50%でございましたが、過疎債で70%と膨れ上がるというものでございます。以上です。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第9、議案第3号 可茂消防事務組合理約の一部を改正する規約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第3号 可茂消防事務組合同規約の一部を改正する規約について。地方自治法第286条第1項の規定により、可茂消防事務組合同規約の一部を別紙のとおり改正する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

次のページをごらんください。可茂消防事務組合同規約の一部を改正する規約。可茂消防事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第12条中「分賦金」を「分担金」に改める。

附則としまして、この規約は、平成20年4月1日から施行するということで、ほかの事務組合同規約がすべて分担金であったということで、今回、文言の訂正ということでございます。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 可茂消防事務組合同規約の一部を改正する規約についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 可茂消防事務組合同規約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決されました。

議案第4号から議案第10号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第10、議案第4号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第10号 平成19年度東白川村病院事業会計補正予算（第3号）までの7件を補正予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第4号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について。東白川村土地開発基金

条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

次のページに条例文を載せておりますが、お手元の方に議案の新旧対照表というものが行っており、と思えますけれども、ここの左下のところに2ページの刻印がされていると思えますので、ごらんいただきたいと思えます。

土地開発基金条例改正案は上でございまして、基金の額は8,440万円とするということで、22万円を増額するというものでございまして、利息分が19万6,000円ほどございまして、それに2万4,000円ほどの一般財源をつけて数字を丸めたということでございまして。

もとに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございまして。

続きまして議案第5号 平成19年度東白川村一般会計補正予算(第8号)。平成19年度東白川村一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,084万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,031万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債の補正」による。平成20年3月6日提出、東白川村長。

3ページの第1表の朗読説明は省略をさせていただきます、7ページ、第2表をごらんください。繰越明許費でございます。

6款農林水産業費、2項林業費、事業名が未整備森林緊急公的整備導入モデル事業、金額が750万円でございます。これにつきましては、昨年9月補正で25ヘクタール分の625万円をお認めいただきまして、五加南、大明神の一部の間伐事業を行ったものでございまして、今回は追加分としまして30町歩、3,000ヘクタールを予算化させていただいて、20年度に繰り越して行くと。地域的には神土地区を重点的に行うというものでございます。

10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校施設営繕費、金額が1,710万円。これにつきましては、2月14日の全員協議会で御説明をさせていただきました小学校体育館の耐震補強工事の管理業務と補強工事の分でございます。

8ページの第3表をお願いします。債務負担行為の補正、変更でございます。

集合住宅取得、これは清流荘の分でございますが、期間が変更前が6年であったものを変更後は5年間にしまして、限度額も5,500万ということで3,017万7,000円の減額でございます。これにつきましては、昨年12月14日の全員協議会の後で説明をしました株式会社東白川のキャッシュフロー

の内容に基づいて今回減額させていただくものでございます。

住基ネットワーク機器につきましては、限度額537万円ということで285万2,000円の減額でございます。情報センターが入札を実施しておりまして、入札の結果、当初予定よりも安く導入できたというものでございます。

9ページの第4表 地方債の補正の方に入らせていただきます。

いずれも変更でございます。本件につきましても、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございませんので、説明を省略させていただきます。

一般単独事業につきましては限度額の変更で、10万円の減額でございます。村民センターのアスベスト処理の入札による減額でございます。

過疎対策事業では810万円の増でございますが、先ほど言いました小学校の体育館の耐震補強で900万円ほどふえておりますし、美濃東部区域農用地総合整備事業で80万円の減、それから中山間地域総合整備事業で10万円の減ということで、差し引き810万円の増でございます。

災害復旧事業につきましても20万円の減額ということで、限度額が370万円。これにつきましては、欠の測の事業費の確定による減でございます。

それから、県振興貸付金事業、臨時地方道整備事業の二つにつきましては、いずれもゼロとなっております。県道改良とか舗装、橋梁等整備事業負担金の確定による減でございます。

説明資料の方の11ページの事項別明細書、1の総括の朗読説明は省略をさせていただきます。

13ページをお願いします。2.歳入、1款1項1目村民税個人分が324万円の補正減でございます。所得の減によるものでございます。

11款2項2目総務費負担金、補正額8万2,000円の増につきましては、説明欄にありますように、村民センターのアスベスト撤去の工事負担金で2,000円の減、それから浄化槽の配水管修繕が新たに出てきましたので8万4,000円ということで、いずれも農協さんの方からいただくものでございます。

10目教育費負担金、補正額1万8,000円の減は、派遣社会教育主事の共通経費としまして、旅費の減額認定によるものでございます。

12款1項3目民生費使用料、補正額34万9,000円の減。せせらぎ荘の夜間利用料の減でございます。実績の減によるものでございます。

8目土木費使用料、補正額45万1,000円の追加でございます。木曾渡住宅、曲坂、フラットハイム等の使用料の増と、あとは村営住宅の使用料の減、共益費の減によるものでございます。

12款2項4目衛生費手数料、補正額55万5,000円の減額でございます。説明欄にありますように、廃油回収容器貸出手数料以外は、いずれも実績見込みによる減額でございます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額373万9,000円の減額でございます。障害者自立支援給付費負担金の減であります。それからもう一つ、5節の児童手当負担金の前年度精算金がございますので、ここは1万1,000円の増でございます。

11目災害復旧費国庫負担金、補正額32万9,000円の減額でございます。村道災害復旧国庫負担金

の減でございます。

13款2項3目民生費国庫補助金、補正額8万9,000円の減額、地域生活支援事業費の補助金の確定による減でございます。

4目衛生費国庫補助金、補正額90万円の減額、浄化槽設置補助金の減でございます。

8目土木費国庫補助金、補正額13万円の減額、地震防災ハザードマップに対する補助金の減でございます。それから、3節のところにあります家賃対策補助金は13万8,000円の増額でございます。

10目教育費国庫補助金、補正額783万4,000円の追加でございます。補助金確定によります心臓検診の減と、次のページへ行きまして耐震改修等事業補助金の減、それから体育館の耐震補強事業の補助金の792万2,000円の追加というものでございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額187万1,000円の減額でございます。障害者自立支援給付費負担金の減と児童手当の精算金の増というものでございます。

14款2項2目総務費県補助金、補正額1万9,000円の減は、優良建築物等整備事業補助金の減でございますし、3目民生費県補助金は補正額24万4,000円の減額で、説明欄にありますように地域支援、それから地域子育て支援センター補助金の減、低年齢児保育対策費の補助金の4万円の追加でございます。

4目衛生費県補助金、補正額96万円の減額、これは浄化槽の設置補助金の減でございます。

6目農林水産業費県補助金、補正額851万5,000円の追加、説明欄にありますように中山間の推進交付金、それからふれあい朝市等園芸対策補助金の追加、これは県費でございます。

それから、林業費の方で野生鳥獣被害防止助成金の減額と未整備森林緊急公的整備モデル事業補助金750万円の追加、それから次のページにありますハナノキ一斉林公園化への振興補助金の追加でございます。

それから、15款1項1目財産貸付収入、補正額624万8,000円の減、これは株式会社東白川からの清流荘の取得費1,000万円との相殺によりまして減額というものでございます。

2目利子及び配当金、補正額118万3,000円の追加でございます。財政調整基金から株配当金まで、それぞれ明細のとおりでございます。

16款1項1目一般寄附金、補正額85万3,000円追加。一般寄附金では、ごらんの個人の方1名と2団体からの一般寄附金ということでございます。次のページの頭にもございます。

それから、2目の指定寄附金につきましては補正額8万円の追加ということで、総務費の方へは日向の安江さんからですし、民生費の方では社会福祉施設整備指定寄附ということで西洞の樋口さんからいただいております。

18款1項1目繰越金、補正額5,333万2,000円増、前年度繰越金でございます。

19款4項4目雑入、補正額221万円の追加。説明欄にありますように、4行目の公民館講座の参加につきましては、パソコン教室を行った関係でふえてきておりますし、一番下のオータムジャンボ収益金が170万ほど追加されましたので、ふえてきております。

18ページの20款1項2目総務債でございますが、補正額は10万円の減、村民センターのアスバス

ト対策事業の減でございます。

6目農林水産業債、補正額90万円の減。美濃東部と、それから中山間地域総合整備事業の確定による減でございます。

8目土木債、補正額280万円の減額ということで、県道改良にかかわります県振興貸付金と林道債の減でございます。

10目教育債、補正額900万円追加、これは小学校の耐震補強事業によるものでございます。

11目災害復旧債、補正額20万円の減ということで、村道災害復旧事業の減でございます。

19ページをお願いします。

3.歳出、2款1項1目一般管理費では、説明欄にありますように、電気の使用料が若干ふえてきておりましてつけさせていただくものと、あとは工事費の確定等によるものでございますし、先ほど歳入の方でありました越原センターへの一般施設費につきましては、修繕補助金として出させていただきますものでございます。

3目財政管理費のところでは補正額が4,000万ということで、財政調整基金への積み立てをさせていただくということで、利子が46万5,000円ほどございまして、あとは一般財源ということでございます。

5目財産管理費、補正額578万1,000円追加は、説明欄にありますように、道の駅の駐車場用地の土地開発基金からの買い戻しということと、平の住宅の購入費、建物部分ですけれども、減額というものが主なものでございます。

説明資料というのが4枚ほどお手元の末尾にあると思いますけど、ここの1枚目に土地開発基金の購入土地の明細ということでずっとありまして、右側に丸印をしました平成15年4月1日に取得した、これが新世紀の駐車場用地の部分でございまして、今回これを買戻しをかけたというものでございます。

戻っていただきまして20ページ、2款2項1目税務総務費、補正額26万7,000円の減ということで、土地鑑定評価委託料は契約による減でございます。

2目賦課徴収費、補正額2万6,000円の追加でございます。所得税申告書の共同発送料ということで追加をさせていただくものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額はございませんが、オータムジャンボ宝くじ収益金の交付による財源補正でございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額351万1,000円の追加は、説明欄にありますように、老人保健の医療費の増加見込みによるものでございます。

3目保健福祉費、補正額843万8,000円の減額は、積立金は寄附金3万1,000円、利子の分でございますし、21ページのところで二つ目のくくりになりますけれども、地域生活支援事業のところでは17万9,000円の減になっておりますが、扶助費が人数の減等によって減っております。それから、障害者自立支援事業のところでは759万2,000円の減ということですが、扶助費のところではそれぞれ減額となっております。総額で750万という数字ですが、児童デイサービスにつきましては、こと

ばの教室の利用者の人数と回数の減が大きな要因でございますし、下から四つ目ほどに143万3,000円の減がありますけれども、これは知的障害者の更正施設の可茂学園、ひまわりの丘、白竹の里ですけれども、減額となっております。

22ページの3款1項4目老人福祉費、補正額が87万2,000円の減でございます。老人ホームの入所措置事業のところでは当期加算と期末加算の不足による追加補正でございますし、包括支援事業、それからその下の高齢者共同住宅対策事業につきましては、それぞれ実績の減によるものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費、それから2目の認可保育所費、いずれも補正額はございませんが、説明欄にありますように、前年度精算金の交付による財源補正でございます。認可保育所のところも、低年齢児保育対策費補助金の確定による財源補正でございます。

23ページに入りまして、4款1項1目保健衛生総務費、補正額1,000万円の追加でございます。病院への補助金でございます。

3目母子健康センター費、補正額87万円の減額につきましては、嘱託医師の委託料が週1回予定してありましたが、月2回ということで設置したものでございます。

6目廃棄物対策費、補正額359万8,000円の減につきましては、廃棄物対策総合管理費としまして下水道特別会計の繰出金の減。これは、平中集合型浄化槽曝気槽の接触材修繕工事がメーカー保証で行われたということで、その分の減でございますし、一般廃棄物対策事業のところでは、可茂衛生施設利用組合の負担金の確定による減等でございます。生活排水対策のところでは、浄化槽の設置補助金が255万5,000円ということで、7人槽につきまして10基の予定が5基で減ということ、それから合併浄化槽への切りかえにつきましては5基から3基に減ったということで、それぞれ減額でございます。

6款1項3目農業振興費、補正額278万2,000円の追加。中山間地域等直接支払推進事業で3万4,000円ほどの増額でございます。それから、その下のふれあい朝市等園芸産品育成対策事業につきましては、てんとうむしガーデン組合の生鮮食品ショーケース1台とパイプつきテント2張り、それから新世紀工房とレジのジョイントをする産直システム一式ということで、これは2月22日に説明をさせていただいた分でございますが、合わせて274万8,000円の追加でございます。

7目農地費、補正額112万3,000円の減。ここでは、ちょっと空欄になっておるところですけれども、ふるさと農村活性化対策維持費の財源補正でございますし、その下の農地総務費のところでは、美濃東部と中山間の工事費確定による減額でございます。

6款2項2目林業振興費、補正額761万1,000円の追加につきましては、大きなものは未整備森林緊急公的整備導入モデル事業ということで750万円でございますし、繰越事業となるものでございます。

次のページの有害鳥獣につきましては、県補助金の確定による財源補正でございます。

一番下のところのハナノキ公園化事業につきましては、県振興補助金の確定で30万円いただきましたので、財源補正でございます。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額12万6,000円の追加。イメージアップのパンフレット作成費の増額でございます。

8款1項1目土木総務費、補正額53万5,000円の減額でございます。次のページにありますように、ハザードマップの入札による確定減額というものでございます。これにつきましては、2月15日に各戸配布をさせていただきまして、A2判2種類を1,000部作成しております。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額はゼロでございますが、負担金の確定による財源補正でございます。

8款3項1目住宅管理費、補正額1,038万7,000円の減額につきましては、説明欄の公有財産購入費を1,000万減額しておりますものが主なものでございます。

27ページをお願いします。

10款1項2目教育委員会の事務局費、補正額1万1,000円の減額につきましては、説明欄にありますように、検診が補助基準から外れたことによる財源補正と、額の確定による減額というものでございます。

10款2項1目学校管理費、補正額1,699万円追加。説明欄にありますように、小学校の施設営繕費のところでは先ほど説明しました耐震補強工事の管理業務、それから耐震補強工事、これらが主なものでございます。

それから、スクールバスの管理費のところでは、車庫前の駐車場の陥没の修繕ということで、機械の借り上げ料を見ております。

10款3項1目学校管理費、補正額1,000円追加。次のページにあります基金利子の積立金でございます。

10款4項1目社会教育総務費、補正額3万7,000円の減額、これは派遣社会主事の扶助費の減額見込みでございます。

2目公民館費、補正額ゼロでございますが、公民館講座のところではパソコン教室の参加料を財源補正しておりますし、ハナノキ公園のところでは、日本公園村づくり助成金の決定がありましたので財源補正をさせていただくということで、これは定額30万円でございます、中濃拠点都市推進協議会の方から交付されるものでございます。

11款2項1目道路橋梁災害復旧費、補正額49万4,000円の減額でございます。欠の淵の工事費確定による減でございます。以上でございます。

議長（服田順次君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第6号 平成19年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。平成19年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,734万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年3月6日提出、東白川村長。

次のページへめくっていただいて、第1表の歳入歳出の説明は省略させていただきまして、4ページの事項別明細書の総括を省略させていただきまして、5ページの2から説明をさせていただきます。

3款2項1目財政調整交付金107万円の追加でございます。これは特別調整交付金でございます。

7款1項1目利子及び配当金11万8,000円、基金利子の追加でございます。

9款1項1目繰越金ですけれども補正額3,000円、前年度の繰越金でございます。

次の6ページに行きまして歳出でございますけれども、1款1項1目一般管理費107万2,000円の追加でございます。説明欄にありますけれども、需用費と、それから委託料になります。国保のデータベースシステムの切りかえということで105万の補正、それは全額特別調整交付金でいただけるものでございます。

7款1項1目基金積立金でございますけれども11万9,000円の追加、基金利子の積み立てを行うものでございます。

議案第7号 平成19年度東白川村老人保健特別会計補正予算（第1号）。平成19年度東白川村老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億390万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年3月6日提出、東白川村長。

次のページをめくっていただいて、第1表の説明を省略させていただきまして、4ページの事項別明細書の総括につきましても説明を省略させていただいて、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

1款1項1目医療費交付金500万円の追加でございます。

2款1項1目医療費国庫負担金333万3,000円の追加でございます。

3款1項1目医療費県負担金でございますけれども、83万3,000円の追加でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金は、351万1,000円の追加でございます。

次のページへ行きまして、5款1項1目の繰越金でございますけれども、補正額267万7,000円の減額ということで、前年度、予算割れをしたということで減額をさせていただきます。

歳出ですけれども、2款1項1目の医療給付費1,000万ということで、医療費が不足する見込みですので1,000万の追加をさせていただきます。

議案第8号 平成19年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成19年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ456万4,000万を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,450万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、2ページから始まっております第1表は説明を省略させていただきまして、ずっとめくっていただきまして5ページになりますけれども、事項別明細書の総括につきましても説明を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料ですけれども、73万6,000円の減額でございます。

3款1項1目介護給付費負担金は、104万円の減額でございます。

3款2項1目の調整交付金は、32万4,000円の減額でございます。

2目の地域支援交付金は介護予防事業の関係ですけれども3万円の減額でございますし、3目の同じく地域支援交付金ですけれども、この包括的支援と任意事業に係る分ですけれども、9万円の減額でございます。

次のページへ行きますと、4款1項1目の介護給付費交付金は128万6,000円の減額でございます。その2目になりますけれども、地域支援交付金3万8,000円の減額となります。

5款1項1目の介護給付費負担金は、30万9,000円の減額でございます。

5款2項1目の地域支援交付金、介護予防事業分は1万5,000円の減額でございます。

2目の同じく地域支援交付金の包括的支援・任意事業の関係は、4万4,000円の減額でございます。

6款1項1目の介護給付費繰入金は、51万9,000円の減額になっております。

次のページへ行きますと2目の地域支援にかかわる繰入金ですけれども、介護予防事業分は1万5,000円の減額でございます。

3目の同じく地域支援のかかわり分で包括的支援・任意事業ですけれども、4万4,000円の減額でございます。

7款1項1目の繰越金は、1,000円の追加でございます。

8款2項1目の雑入は、10万円の減額でございます。これは、配食サービスの利用者の負担金の減でございます。

10款1項1目利子及び配当金は2万5,000円ですけれども、介護給付費準備基金利子ということでございます。

10ページの歳出でございますけれども。2款1項1目の居宅介護サービス給付費は615万円の減額でございます。居宅介護費の推進費の実績が減額できるということで減額をさせていただきまして、2目の施設介護サービス給付費は200万円の追加でございます。ここの施設介護サービス給付費につきましては、特別養護老人ホームとか療養型、それから老健のかかわり分が不足するということで200万円の追加をさせていただいています。

4款1項1目の介護給付費準備基金積立金は2万6,000円ということで、利子分を含めて取り立てをさせていただいています。

5款1項1目の介護予防特定高齢者施策事業費は18万円の減額ということでございますけれども、

これにつきましては、配食サービスで特定高齢者分を予定しておりましたけれども、減ってきたということで減額をさせていただいています。

次のページになりますけれども、5款2項5目の任意事業26万円の減額でございますが、これにつきましても同じように説明欄に書いてありますけれども、配食サービス事業を任意としてやっておりますけれども、事業量が減ってきたということで減額をさせていただきますし、それから地域交流会、社協に委託してある分ですけれども、それも事業費が減ってきたということで減額をさせていただくものでございます。

議長（服田順次君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、議案第9号 平成19年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）。平成19年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万3,000万を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,937万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年3月6日提出、東白川村長。

2ページの第1表の歳入歳出予算補正の表と、4ページの事項別明細書の1のところの総括は省略させていただきまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

5ページの2の歳入、2款1項1目一般会計繰入金、補正額が46万3,000円の減額です。

それから、3款1項1目繰越金、補正額100万円の減額。前年度繰越金の減額でございます。

3の歳出、2款1項1目施設維持管理費、ここで補正額146万3,000円の減額でございます。先ほど総務課長の一般会計の説明でもありましたように、平中の浄化槽の曝気槽の中にある接触材が破損しておりまして、これを修繕する予定でございましたが、メーカーの方で修繕をしていただきましたので、この分が不要になりましたので減額するものでございます。以上でございます。

議長（服田順次君）

病院事務局長 安江裕尚君。

病院事務局長（安江裕尚君）

議案第10号 平成19年度東白川村病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条 平成19年度東白川村病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成19年度東白川村病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

1．病床数、補正はございません。29床でございます。

2．年間延べ患者数、714人の減。内訳としましては、入院患者延べ数が一般病床の方で714人減でございます。

それから3．一日平均患者数1.9人の減。内訳としましては、入院患者数の一般病床分で1.9人の減でございます。

(収益的収入及び支出)第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のように補正する。

1枚めくっていただきまして2ページ、収入、これは来年補正でございます。第1款、第1項事業収益1,000万の減額。第2項医業外収益1,000万円の増額。

それから、支出につきましては変更がございませんので省略させていただきます。

第4条、予算第4条に定めた経費の金額を次のように改める。

収入、第1款、第1項、第2項につきましては、補正はございません。第3項寄付金、補正予定額121万円ちょうどでございます。

それから支出につきましては、第1款第1項はございません。第2項建設改良費28万円の減、第3項基金積立金41万円の増、全体では13万円の増でございます。平成20年3月6日提出、東白川村長。

続きまして、4ページ、5ページ、6ページの実施計画につきましては省かせていただきます。

7ページ、平成19年度東白川村病院事業会計補正(第3号)予算説明書。

収益的収入及び支出。

収入、1款1項1目入院診療収益1,000万円の減額につきましては、一般病床入院収益の補正でございます。

2項2目の運営費補助金収益1,000万円の増は、一般会計からの1,000万円の繰入金でございます。

続きまして次の8ページ、資本的収入及び支出。

収入、1款3項3目の寄附金121万円の増額でございます。記載された14件分の寄附金の増額でございます。

そして9ページ、支出でございます。1款2項1目機械及び装置28万円の減額。3件ほどありますが、自動血圧計とホルダー血圧計の減ということでございます。

3項1目基金積立金41万円増額。これにつきましては、基金の方へ寄附金を積み立てるものがございます。以上でございます。

議長(服田順次君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 今井保都君。

3番(今井保都君)

介護保険特別会計の中で10ページなんですけれども、居宅サービスの方は補正の方が615万の減で、施設介護の方が200万の増ということで、村としては、なるだけ在宅を重視するというところで進められている中で、相変わらず村民の方々は施設を利用される傾向にあるわけなんですけれども、これから病院の方も診療所になって、在宅の方の介護を重視するという考え方は依然としてあるわけですので、村民の方々にももう少しそういうことを徹底じゃないですけど、PRということも必要

ではないかと思うんですけど、ちょっとお伺いをいたします。

議長（服田順次君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

施設介護につきましては、サンシャイン、それから東白川病院の2階にあります療養型ということで給付費が伸びておりますし、在宅介護につきましては、社会福祉協議会がやっておりますデイとかホームヘルパーの関係につきましては減額したということでございます。在宅でとは言われておりますけれども、この予算につきましては、介護保険につきましては3年間の計画でございますので、その実績に合わせて補正をさせてもらったものでございます。

議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから議案第10号 平成19年度東白川村病院事業会計補正予算（第3号）までの7件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから議案第10号 平成19年度東白川村病院事業会計補正予算（第3号）までの7件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とし、昼食をとりたいと思います。午後は1時30分より行いますので、よろしくお願ひします。

午後0時15分 休憩

午後1時30分 再開

議長（服田順次君）

それでは、会議を始めたいと思います。

議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第17、議案第11号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを議題とします。
地方自治法第107条の規定により、今井保都君の退場を求めます。

〔 3 番 今井保都君 退場 〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

議案第11号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成20年3月6日提出、東白川村長。

記、氏名、今井保都、生年月日、昭和21年2月23日生まれ、住所、東白川村五加1899番地の4。

診療所運営委員選任同意村長説明原稿。診療所運営委員につきましては、昨年12月定例会において、診療所条例を可決いただきました。その条例の定めに基づき、今回新たに5名の委員の選任を行うものであります。

現在の委員につきましては平成19年度にお務めをいただいたわけではありますが、全員再度選任をお願いしたところ、現在の委員5名のうち1名については民生委員の交代に伴い交代いただくことになり、後任者として同じく民生委員であります河田一彦様をお願いすることにいたしました。ほかの4名の方も全員快く御了承を得ております。そこで5名の方を、医療や福祉について大変御見識の高い皆様であり、診療所として新たにスタートする診療所運営委員に適任でございますので、選任同意について認定賜りますよう、お願いいたします。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔 発言する者なし 〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔 発言する者なし 〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について採決します。

お諮りします。本件は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について、これに同意することに決定しました。

今井保都君の除斥を解除します。

〔 3 番 今井保都君 入場 〕

今井保都君に、東白川村国保診療所運営委員の選任につき議会在が同意したことを報告します。

議案第12号から議案第15号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第18、議案第12号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてから日程第21、議案第15号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についての4件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

議案第12号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成20年3月6日提出、東白川村長。

記、氏名、安江作郎。生年月日、昭和14年7月10日生まれ。住所、東白川村神土560番地の1。

議案第13号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成20年3月6日提出、東白川村長。

記、氏名、河田一彦。生年月日、昭和20年1月21日生まれ。住所、東白川村神土5047番地。

議案第14号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成20年3月6日提出、東白川村長。

記、氏名、安江登美子。生年月日、昭和21年10月11日生まれ。住所、東白川村越原1024番地の5。

議案第15号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成20年3月6日提出、東白川村長。

記、氏名、古田紀代子。生年月日、昭和17年2月11日生まれ。住所、東白川村神土530番地の2。

理由は、先ほど今井議員のときと同じ理由でございます。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔 発言する者なし 〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各議案を順次採決します。

初めに、議案第12号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について、これに同意することに決定しました。

次に、議案第13号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について、これに同意することに決定しました。

次に、議案第14号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について、これに同意することに決定しました。

次に、議案第15号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について、これに同意することに決定しました。

議案第16号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第22、議案第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

議案第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成20年3月6日提出、東白川村長。

記、氏名、今井恒行。生年月日、昭和11年7月18日。住所、東白川村神土33番地。

今井恒行様は、平成14年7月1日に就任いただき、平成20年6月30日をもって2期目の任期満了になるところで、今回は3期目、再任推薦をお願いするものでございます。今井さんは人格・識見ともに高く、お人柄も温厚で人望も厚く、社会の実情にも精通されており、人権擁護委員として適任者でありますので、人権擁護委員として推薦したく御提案を申し上げます。御審議の上、お認めいただきますよう、お願いを申し上げます。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、これに異議がない旨、意見を付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに異議がない旨、意見を付すことに決定しました。

議案第23号から議案第41号までについて（提案説明）

議長（服田順次君）

日程第23、議案第17号 東白川村ふるさと思いやり基金条例についてから日程第47、議案第41号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの25件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

本日ここに、平成20年東白川村議会第1回定例会に、平成20年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様へ御審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様へ御理解と御協力をお願いする次第でございます。

国の予算編成動向

政府は、昨年12月、地方財政について閣議決定いたしました。経済財政運営と構造改革に関する

基本方針2006と経済財政改革の基本方針2007に沿って、国の取り組みと歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより、計画的な抑制を図る一方、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を生かした産業振興や地域活性化、生活の安心・安全の確保などの推進に財源の重点的配分を図ることとしております。

歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政上支障が生じないよう適切な補てん処置を講ずることとし、次の方針に基づき、平成20年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込み額を策定するとしております。

一つ、地方税については、税制の抜本的な改革において地方税体系の構築が行われるまでの暫定措置として、法人事業税の税率の引き下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として譲与するため所要の措置を講ずる。

二つ、最近における社会経済情勢などにかんがみ、個人住民税について寄附金控除の拡充、自動車取得税及び軽油取引税の税率特例措置適用期限の延長など所要の措置を講じる。

3、平成20年度の地方財源不足額に対し、国の一般会計加算による地方交付税の増額、地方債の発行、特別交付金の交付などの補てん措置を講ずる。

4、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするため、地方特例交付金を創設する。

5、地方と都市の共生の考え方のもと、地方税の偏在により生じる財源を活用して、地方が自主的、主体的に取り組む地域活性化施策に必要な特別枠の地方再生対策費を計上し、地方の再生に向けた施策を積極的に推進する。

6、過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講ずる。

以上が本村に関係しそうな地方再生対策ですが、これらによって国ベースでは、地方交付税が5年ぶりに増加する見込みとなりました。

岐阜県の動向

岐阜県におきましては、公債費や社会保障関係費などの義務的経費が大幅に増加することが見込まれ、平成20年度の実質公債費比率が約18%を超えるなど、極めて厳しく困難な状況にあるとされております。

基本的な取り組み方針として、「危機的状況」を回避するため、行財政改革を一層強力に推進することや、「地域の元気づくり」「くらしの安全・安心づくり」「岐阜の未来のための基盤づくり」の三つの柱に沿って県政の重点課題に的確に対応するとしており、県の補助金や交付金等は相当厳しく抑制されることが予想されます。

本村の予算編成の基本方針

平成20年度の村政運営に当たり、昨年度に引き続き「安心して暮らせる東白川」をスローガンに東白川村第4次総合計画に沿って、厳しい財政状況下にあっても、少子・高齢化社会に持続的に対応しながら村民の皆様の生活を支え、希望を持って暮らしていけるようにするための諸施策を確実

に実行していく所存でありますので、その概要を説明し、議会の皆様の御指導をお願い申し上げます。

全体を通して規律ある財政運営を行うこととし、安易に前年度予算を踏襲することなく、費用対効果の観点から事業内容を精査するとともに、新規事業においては、全体的な視野に立ったの事業見直し等を行い、財源を確保した上で取り組むこととしました。

特別会計では、後期高齢者医療制度がスタートするため、後期高齢者医療特別会計を新規に設置いたしました。

地域医療対策では、病院の診療所化への転換に伴い、新たに国保診療所特別会計を設置し、公営企業会計から病院事業を引き継ぐ予算を編成いたしました。

予算関連議案の概要

本会議に提出します平成20年度予算関連議案件数は、次のとおりであります。

予算関係 8 件、条例関係等17件、合計25件であります。

各会計別予算規模は、次のとおりであります。

1 . 一般会計予算は17億3,500万円で、前年度当初比で1.3%増、金額で2,300万円上回る中身の充実した予算を編成しました。

2 . 特別会計。国民健康保険特別会計 3 億5,840万円、老人保健特別会計3,660万円、介護保険特別会計 2 億3,480万円、簡易水道特別会計 1 億3,870万円、下水道特別会計2,090万円、国保診療所特別会計 3 億200万円、後期高齢者医療特別会計3,500万円、以上、特別会計予算総額は11億2,640万円で、前年度対比23.7%の減となりました。

以上のとおり、一般会計並びに特別会計予算総額は28億6,140万円となり、前年度比較で 3 億2,660万円の減、率にして10.2%の減となりました。

予算の概要

第 1 一般会計

歳入では、新たに創設されることになった「地方再生対策費」が5,300万円ほど見込まれていますが、普通交付税基本算定部分や特別交付税の減額要因があり、前年度比3,200万円の減額計上をしております。

村債は、実質公債費比率が悪化しないよう、公債費負担適正化計画の範囲内で計画し、その分前年度繰越金を 1 億2,500万円程計上し、収支のバランスをとった予算としております。

歳出の施策別には、子育て支援関連として乳幼児等医療費助成の対象を義務教育終了までに拡大、保育園の空調設備の整備、小学校の大規模改造に着手することとし、調査費等を計上しておりますし、安心・安全の生活関連では、陰地急傾斜地崩壊対策や消防ポンプ自動車とパッカー車の更新を計上しております。

産業振興関連では、農地・水・環境保全向上対策事業や森林整備地域活動支援交付金事業など国や県の制度事業の継続実施や、農家から強い要望のあったイノシシ防護策補助金を計上しております。

また、性質別では、歳出の4分の1を占める人件費は、昨年度の大幅な機構改革と人事異動の関係で前年度比では400万円ほど増加していますが、新たに特別職の給与の減額を行うことや、引き続き特別職と議員の期末手当のカットも継続して計上しております。

委託費は小学校の大規模改造の設計委託費が増額しておりますが、耐震調査委託業務の終了などにより2,100万円ほどの減額となっております。

備品購入費は、消防ポンプ自動車とパッカー車の更新により2,600万円の増額、扶助費では、乳幼児等医療費の助成拡大に370万円ほど見込んでおります。

借入金の返済に当たる公債費については240万円減の3億3,100万円を計上しましたが、繰出金については国保診療所特別会計への繰出金を、当初から年間必要見込み額を予算化したことや、簡易水道と下水道特別会計への繰出金が償還金の増加により4,900万円ほど増額となっております。

第2 特別会計

今年度は後期高齢者医療制度がスタートするため、新規に後期高齢者医療特別会計を設置いたしました。

また、病院運営については大きな転換期を迎える年となり、病院事業会計に変わり国保診療所特別会計を設置いたしました。

行財政の運営方針

平成20年度の行政運営は、昨年度に続き、行政のスリム化や経費節減は当然として、退職による職員補充の見送りと機構改革は引き続き行い、職員の適正な配置を実行し、村民へのサービスの低下を防ぎつつ、事務の能率を上げてまいります。

プロジェクトチームも2年目を迎え、昨年の成果を踏まえつつ、新しい問題にチャレンジし、一層の住民生活の向上と地域の活性化に努めてまいります。

少子・高齢化は言われて久しく、一山村だけの問題ではありませんが、今年度から子育て支援として子供たちの医療費助成を義務教育終了まで拡大するとともに、妊婦一般健康診査を6回に倍増し、安心して子育てができることを目指してまいります。

高齢者については、福祉や医療は今までどおりといたしますが、元気で働いていただくことが大切と考え、自分のできる範囲で野菜や園芸作物、お茶やトマトをたくさんつくっていただきたいという思いから、頑張る人たちを積極的に支援いたします。

農業振興では、新世紀工房の農業サポートの支援を強化し、過疎化、高齢化により荒廃農地が増大しないようにするとともに、今後の東白川村の農業について皆様の御意見を聞きながら対策を立てたいと思います。

また、問題となっておりますイノシシなど害を与える動物たちから農作物を守るため、電気さく導入の一部補助金を考えております。

3年目を迎えるCATVは、住民の間に定着し、インターネット人口がふえてネット販売事業も増大してまいりましたが、もう少し分野を拡大して、村の活性化につなげるように積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

一般会計の体系別概要説明

第1 産業活動が活発な「にぎわいのあるむらづくり」

(主な施策等)

農地・水・環境保全向上対策事業、中山間地域等直接支払推進事業、森林整備地域活動支援交付金事業の継続実施

道の駅駐車場整備事業

イメージアップ事業

1 農地・水・環境保全向上対策事業等の継続事業

継続事業として「農地・水・環境保全向上対策事業」、「中山間地域等直接支払推進事業」、「森林整備地域活動支援交付金事業」を継続実施し、農地と森林を守る事業を実施します。

2 道の駅駐車場整備事業

道の駅西側の駐車場を舗装し、野菜村とあわせて環境整備を実施します。

3 イメージアップ事業

白川街道の全線2車線化を契機に、「つちのこ街道」のイメージアップにより交流人口の拡大を図ることを目的として、つちのこ資料館の展示物のリニューアルを実施するとともに、看板等の整備を実施します。

第2 安全で快適な暮らしが実感できる「住みよさのあるむらづくり」

(主な施策等)

県営中山間地域総合整備事業

村道(神土角領線)維持修繕工事

ハナノキ公園化事業

一般廃棄物対策事業(パッカー車の更新)

消防ポンプ自動車整備事業

陰地急傾斜地崩壊対策事業

美濃東部区域農用地総合整備事業

1 県営中山間地域総合整備事業

新たに宮代農道の工事に着手し、延長428メートルの農道を整備いたします。

2 村道(神土角領線)維持修繕工事

平成19年度に災害復旧工事で整備した、越原大林洞地内の村道の落石防護さく舗装工事を実施します。

3 ハナノキ公園化事業

平成19年度に引き続き、村の木「ハナノキ」を集中的に植栽し、将来的にハナノキが群生する公園化を目指し、訪れる人の心をいやすため、曲坂地内の民有林を無償で借り上げて整備、管理してまいります。

また、本年度も山・川・海思いやりの森造成事業の開催地として活用いたします。

4 一般廃棄物対策事業（パッカー車の更新）

老朽化したパッカー車を更新し、ごみの回収能力を改善します。

5 消防ポンプ自動車整備事業

昭和61年度整備の第4部消防ポンプ自動車の更新を行い、消防団の機能を強化いたします。

6 陰地急傾斜地崩壊対策事業

越原陰地の延長約230メートル間の、急傾斜地崩壊対策事業の設計費の負担金を計上いたしました。

7 美濃東部区域農用地総合整備事業

本事業は、トンネル工事の掘削前の調査段階で、環境基準を超える弗素・硼素が検出されたことから、環境対策に十分な対策を行いながら施工されることとなり、着工がおくれましたが、残土処理場の整備とともに、20年度に入り本格化してまいります。

第3 安心して暮らせる「やさしさのあるむらづくり」

（主な事業）

乳幼児等医療費助成事業

緊急通報体制整備事業

母子健康センター運営事業

地域福祉計画策定事業

保育園の環境整備事業

1 乳幼児等医療費助成事業

現行就学前までの医療費の個人負担無料化を義務教育終了までに拡大し、子育てを応援します。

2 緊急通報体制整備事業

独居老人用緊急通報装置をふやし、独居老人世帯の見守り体制を強化します。

3 母子健康センター運営事業

母子健康センターは、平成20年度から出産を取り扱わないこととし、県立下呂温泉病院との連携をより一層強化し、機能分化により、出産は下呂病院の産婦人科で、健診業務と産前産後のケアや乳幼児健診等は母子健康センターで行うこととし、より安全で安心して出産ができる体制とします。

4 地域福祉計画策定事業

平成19年度からの継続事業で、児童・障害者・高齢化・保健・健康を含む総合的な福祉計画を策定します。

5 保育園の環境整備事業

保育園の遊戯室に冷房装置を整備し、保育環境の向上を図ります。

第4 こころの「ゆたかさのあるむらづくり」

（主な事業）

小学校大規模改造事業

放課後子ども教室推進事業

中学校文部科学省指定事業公表会・連合PTA加茂郡研究大会の支援

1 小学校大規模改造事業

小学校の校舎は、当時としては斬新なオープンプラン構造の学校として昭和54年に整備されましたが、その後27年が経過し、機能低下や老朽化が著しく、学校運営に支障を来しているため、平成19年度に検討いただいた基本構想をもとに、20年度に実施設計を行い、21、22年度に改造工事を実施する予定であります。

2 放課後子ども教室推進事業

平成19年度からの継続事業で、放課後の子供たちが安全で健やかに活動できる場所の確保と下校時の安全・安心対策として、小学校1年生から3年生を対象に高学年の下校までの間、放課後子ども教室を実施します。

3 中学校文部科学省指定事業公表会・連合PTA加茂郡研究大会の支援

中学校の研究事業の公表会と加茂郡連合PTAの研究大会が本村で開催されますので、これを助成し、学校運営とPTA活動を支援します。

第5 健全な行財政運営に向けて

(主な施策)

定員管理の適正化

組織、機構の整備

経費の節減合理化

1 定員管理の適正化

「退職職員の不補充や勸奨退職制度の活用などにより職員数の削減に努める」という東白川村の集中改革プランにより、平成19年度末の退職者についても補充しないこととし、機構改革等で行政サービスが低下しないように努力してまいります。

2 組織、機構の整備

平成20年度においては、病院の診療所化に伴い、現在、村民課の所管であります保健福祉関係の業務を国保診療所（地域医療センター）へ移管し、医療・保健・福祉の連携を一層強化するとともに、産業建設課の環境係を村民課の所管に移管する「課設置条例」の改正をお願いし、職員の適正な配置を行い、行政効率の向上を目指します。

3 経費の節減合理化

経常経費につきましては、燃料費の高騰など厳しさが予想されますが、徹底した節約を行い、経費増を防いでまいります。

また、人件費では特別職の給料、手当のカット、時間外勤務手当や特殊勤務手当等の見直しを行い、節減を図ります。

特別会計の予算概要説明

1 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行されることを想定し、加入

者1,059人（対前年389人減）で予算編成をしておりますが、これに伴い、主たる財源であります保険料は8,472万9,000円、前年度当初と比較し、1,691万1,000円減とし、保険料率はおおむね据え置きとしました。

歳出予算額は、新たに創設された後期高齢者支援金等3,802万3,000円を予算化し、老人保健拠出金は、3月診療分及び前々年度精算額を見込み、1,111万6,000円で、前年度と比較して4,226万4,000円減額しました。

国保会計の運営課題は、加入者一人ひとりが健康であることですので、これからも国保診療所と連携し、今まで以上の予防、健康指導を通して早期発見、早期治療に取り組むこととします。

また、保険料の未納が年々増加していますので、保険料は相互扶助の精神であることを十分説明し理解していただき、村税とあわせて収納率の向上に努力いたします。

2 老人保健特別会計

老人保健特別会計は、被保険者が後期高齢者医療制度へ移行するため対象者はなくなります。

しかし、平成20年3月診療分及び遡及請求診療費等の支払事務や老人医療拠出金の精算が発生するため、3年間は特別会計を設置することになります。

予算額は3,660万円で、前年度当初比90.7%減であります。

3 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者1,060人（前年度1,054人）を想定し、予算編成をいたしましたが、基準となる月額保険料は、平成18年度から平成20年度までは同額で計画してあります。

国の方針は、在宅介護にシフトしていますが、本村においては、介護する側の高齢化がますます進みますので、在宅での介護力の低下が心配されますが、介護保険制度の健全運営と利用者へのサービスを安定的に供給することが行政の責務と認識し、努力を重ねてまいります。

4 簡易水道特別会計

簡易水道は平成4年度に事業着手し、全村に給水をしており、現在の加入戸数は988戸で、予算額は償還金の増もあり、1億3,870万円で前年より10万円増となっています。

また、施設の一部が老朽化して更新の時期になっていますが、少しでも長く使用できるよう適切な維持管理と安全で清浄な水道水の供給に努めてまいります。

5 下水道特別会計

小規模集合排水処理施設（宮代地区19戸、平西地区36戸、平東地区24戸、平中地区23戸）4地区102戸は、各組合の健全化等により安定した経営をしていますが、今後とも組合と連携を一層強化し、施設の適正管理に努め、処理排水の水質管理に万全を期してまいります。

予算額は2,090万円で前年より30万円増となっています。

6 国保診療所特別会計

平成20年4月の病院の診療所化に伴い、国保診療所特別会計を新たに設置しますが、平成20年度予算は病院会計予算を引き継ぐための予算を組んでおります。

また、一般会計からの繰入金を年度当初から年間必要見込み額を予算化し、起債の償還分と合わ

せて6,600万円を計上しましたが、病床の減少、医師の減員等で昨年度の病院事業会計全体の当初予算より5,180万円の減額となりました。

なお、佐見診療所については、白川町の意向が流動的であり、当初予算では歳入歳出とも計上しておりません。

診療所になっても保健、福祉、医療行政の中核として診療所への責任と期待が高まることを受け、診療所としての再スタートの年を新たな改革の元年として、職員一丸となって努力し、看護師の研修や保健活動の充実を図り、従来の病院と変わらず村民の疾病治療、健康管理に努めてまいります。

7 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、老人保健医療に変わる制度で県単位で全市町村が加入する広域連合を設立することとされており、岐阜県でも平成19年2月に県内の全市町村が加入する「岐阜県後期高齢者医療広域連合」が設立され、平成20年4月からの制度開始に向けて準備がされています。

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害がある方600人を想定し、保険料の徴収及び申請書等の受け付け事務等に係る経費を計上いたしました。

むすび

以上のとおり、平成20年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の概要を説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例の制定及び改正も上程しておりますので、慎重審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本村の財政は苦しい状況からまだ抜け出しておりませんので、私たちは行政サービスを取捨選択し、議員の皆様を通して村民一人ひとりの御意見を伺い、「入りをはかりて出るを制す」のかたい決意で村政運営を進めてまいります。

減少したとはいえ、まだ実質公債費比率は県内トップでございますので、一日も早く順位を低下させたいと考えております。

昨年からの計画に沿って、今年度から東白川病院を診療所に移行いたします。国保診療所設置条例は12月議会で議決いただきましたが、今議会に国保診療所特別会計予算案を上程しております。

また、母子健康センターも法律には逆らえず、出産の行為は下呂病院となりますが、産前産後のケアには十分対応し、産科の医師は今までどおりの派遣がお願いできる予定でございます。

東白川村の医療ゾーンの生き残りをかけ、病院と母子健康センターの改革を実行し、身の丈に合った医療を継続し、住民の安心に寄与したいと考えており、私も医療関係の職員も一丸となって改革に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご格段の御指導と御協力をお願い申し上げます、平成20年度予算の説明といたします。平成20年3月6日、東白川村長。

よろしく願いを申し上げます。

議長（服田順次君）

本日はこれで延会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

なお、明日3月7日の本会議は午前9時30分から開会いたしますのでお願いします。
それでは、これで延会いたします。

午後2時20分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

